

令和 6 年度

さがみみ

(さがみはら子どもの権利相談室)

活動状況報告書



相模原市子どもの権利救済委員

目次

I 子どもの権利救済委員のことは

1 泉救済委員	2ページ
---------	------

II 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要	5ページ
2 相談・救済の流れ	7ページ

III 活動状況について

1 相談の状況	9ページ
2 相談事例	16ページ
3 広報・啓発	17ページ

IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例	25ページ
2 子どもの権利救済委員名簿	28ページ
3 子どもの権利相談員名簿	28ページ

I 子どもの権利救済委員のことば

泉救済委員……2ページ



I 子どもの権利救済委員から

「もうすぐ10年・さがみみが目指していること」

相模原市子どもの権利救済委員 泉 路代

さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)は、相模原市子どもの権利条例に基づき、平成27年(2015年)11月1日に設置され、スタートしました。令和7年度で10周年を迎えます。

この間、さがみみが目指していることは、「子どもの声に真摯に耳を傾け、ほかの誰でもないその子自身の気持ちを大切にした上で、その子にとって何が最善かを一緒に考えていくこと」、その前提として「子どもが自分の気持ちを自由に話せる場になれること」や、支援を通じて子どもの「エンパワメント」が促進されることです。その根底には、子どもは、決して大人の付属物ではないこと、つまり、子ども自身が権利の主体であること、また、どんな年齢であっても自らの力をもっているという考えが強くあります。相談員は、保護者からの相談が先にあったとしても、また、親子双方との面談であっても、子ども自身がどのように感じているかということを常に大切にします。さがみみは、子どもの意思と子ども自身がつまづき、とてつとてつ大事にしている場所です。

子どものみなさんへ

さがみみと一緒に自分の気持ちを整理し、一步一步、自分で決めたと思える道を進んでいきましょう。いつのまにか、大人や周囲の都合、全体のきまりが優先され、自分の気持ちが分からなくなっているいませんか。さがみみは、なんだかもやもやする、言葉にできない、ということから、どんな気持ちが潜んでいるかを一緒に考えていく場所です。周りからのメッセージをいったん置いてみて、自分の気持ちを一緒に見つめていきましょう。どんな気持ちも、あなた自身の大切な気持ちです。あなた自身の気持ちを大切に、その上で、次のステップ(あなたにとっての最善の道はなにか)と一緒に考えていきましょう。

さがみみは、大きなこと、小さなことを問わず、あなたからの相談やお話を待っています。

大人のみなさんへ

「子どもの声、聴けていますか？」。

子どもの権利が侵害されていると感じたとき、大人として、大きな怒りを感じたり、侵害から子どもを守りたいという気持ちになるのは本当に自然なことだと思います。そんな「大人の気持ち」を大切にしつつも、本人である「子どもの気持ち」を一番に優先して大切にしてほしいと、さがみみは考えています。子どもは、普段、小さなことから大きなことまで、自分の気持ちを、大人に話せているでしょうか?そのような普段の積み重ねが、いざというときに、子どもが自分の気持ちを話す勇気や力になっていくと思います。それでも、問題になった事柄について、自分の気持ちを話すことは難しいことです。「子どもが自分の気持ちを自由に話せる場所があったら」。そんな風に思うときにも、ぜひ、さがみみのことを思い出し、利用していただけたらと思います。子どもが大人と一緒に面談に来る場合(例えば、親子面談の場合など)も、できるだけ安心してもらえるよう配慮しながら、子どもの意向を聞いた上で可能な限り、相談員

が子ども自身との面談を行い、その子の気持ちを一緒に見つめ、一緒に解決方法を考えます。このとき、同行した大人（例えばお父さんやお母さん）に自分の気持ちをどのように伝えようかということも、子どもの意向を聞いて、一緒に決めていきます。さがみみは、このように、子どもの気持ちを中心に置いて、進めていく相談室になります。

最後に、さがみみは相談を必ずしも1回限りのものとは考えていません。相談後、自分の力で一歩進むことができたとしたら、それは本当に大きなことで、とても素晴らしいことだと思います。他方で、一歩進んで、また次の課題や気持ちが生じることもあると思います。そんな場合は、ぜひ継続してさがみみにお話してください。もっともっと、子どもにとって身近な存在になりたい、また、必要な場合には、ある程度の期間を継続して伴走していきたい、というのが、さがみみの次の10年の目標（の一つ）でもあります。どうぞよろしくお願い致します。

Ⅱ 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要・・・5 ページ

2 相談・救済の流れ ……………7 ページ



II 子どもの権利相談室について

I 子どもの権利相談室の概要

「さがみはら子どもの権利相談室」は、相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日制定）第17条に規定する、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の窓口として、平成27年11月2日に開設しました。

相談室には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じています。

平成30年度から、子どもの権利相談室の愛称を「さがみみ」とし、より親しみやすい相談室を目指しています。

目的

「相模原市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談や、本来一人の人間として尊重されるべきものとしての各種の要求・要望に応じる相談窓口を設置するものです。

相談窓口には、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、傾聴や子ども自身の解決を支援するとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、是正の要請等を行います。

設置場所

相模原市立青少年学習センター内（相模原市中央区矢部新町3-15）

開設日時

月～金曜日 午後1時から午後8時まで

土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日を除きます。

対象

・18歳未満で、市内在住、在勤、在学する人

・18歳を超えても、市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所している人

※本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項は相談できます。

相談方法

電話（子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話）、面談

対 応

- ・傾聴、エンパワメント、他制度紹介などを行います。
- ・権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査、調整、改善要請等を行います。

体 制

相模原市子どもの権利救済委員 3名（大学教授、弁護士）

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談・救済の申出への対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整
- 権利侵害事案の相手方への改善要請、勧告

【勤務形態】

各救済委員が月3回勤務

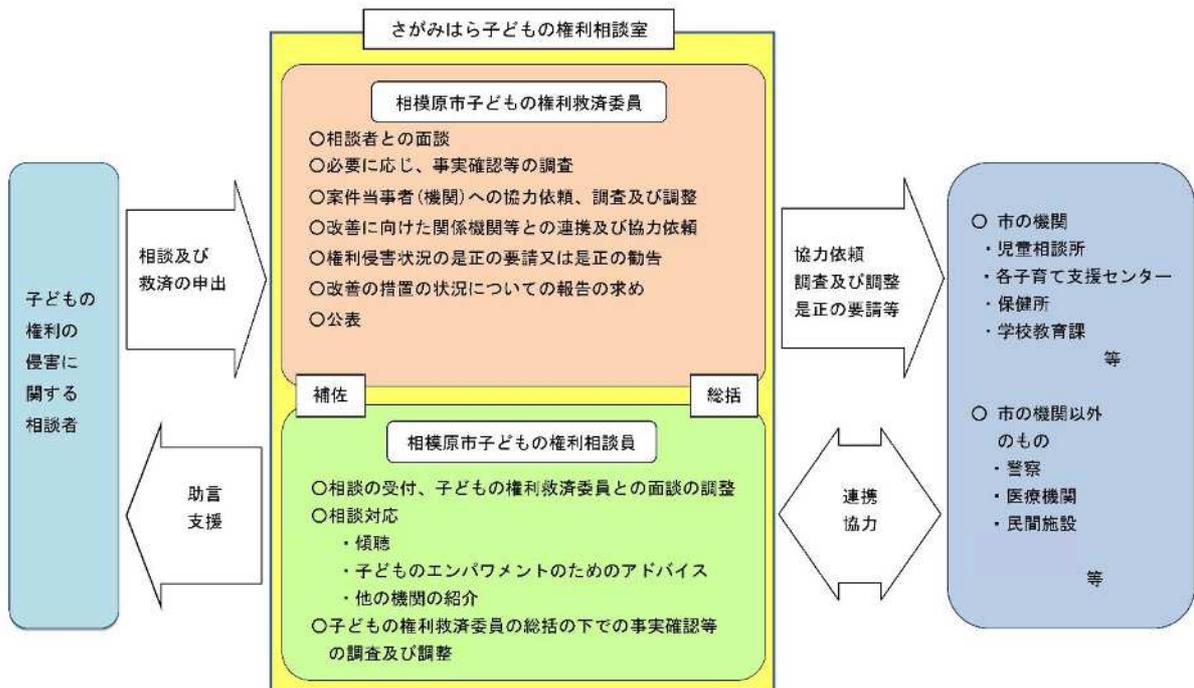
相模原市子どもの権利相談員 4名

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談、救済申立の受付
- 電話相談・来所相談の対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整

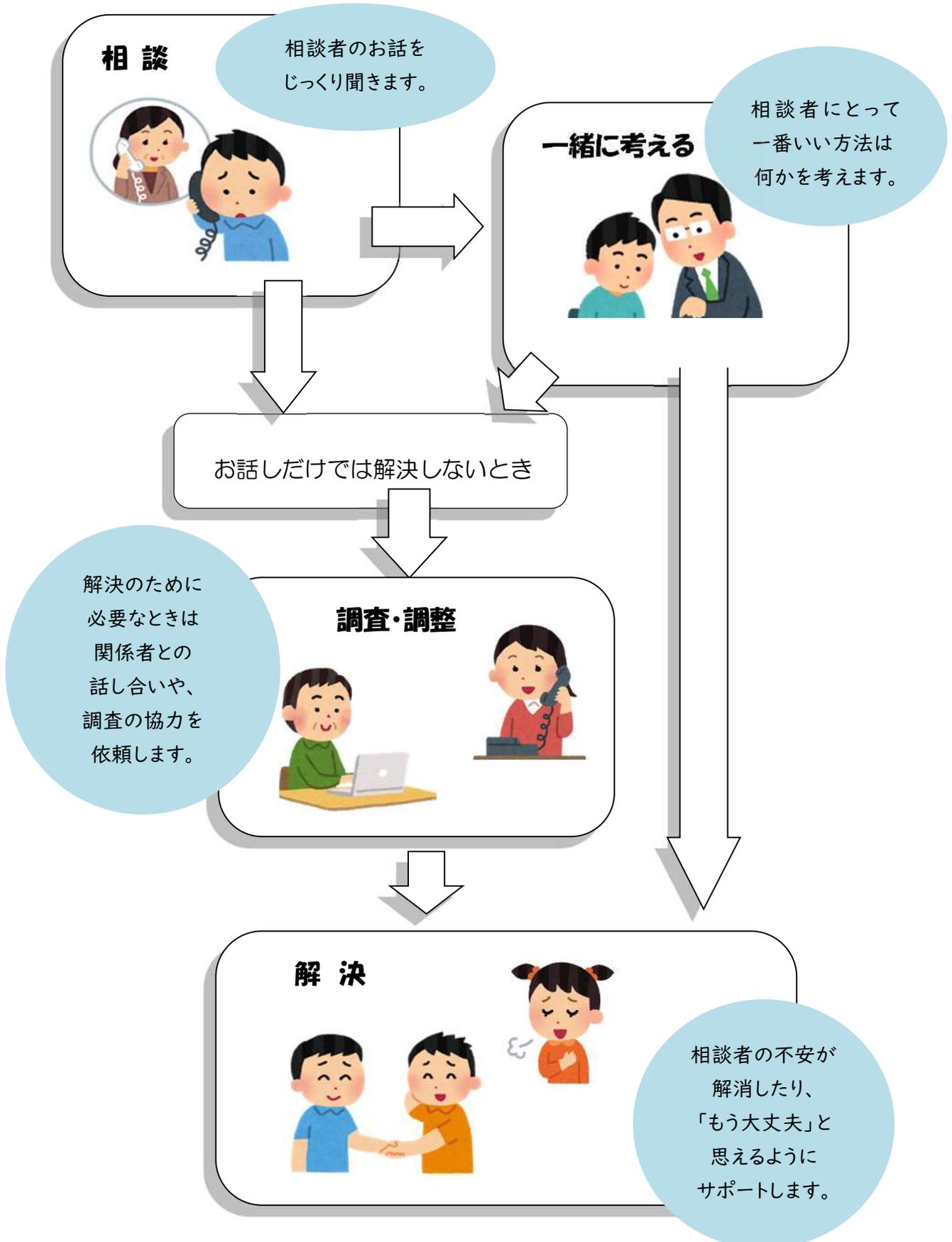
【勤務形態】

週6日を交代で毎日2名勤務



2 相談・救済の流れ

子ども自身では、権利侵害かどうか分からない場合がありますので、つらいと思ったときや、困ったときなどに、気軽に相談してもらえよう周知しています。



Ⅲ 活動状況について

1 相談の状況…………… 9ページ

2 相談事例……………16 ページ

3 広報・啓発……………17 ページ



Ⅲ 活動状況について

Ⅰ 相談の状況

○ 令和6年度の相談について

令和5年4月、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行され、「こどもまんなか社会」という理念のもと、こども家庭庁が発足してから約一年が経過し、子どもの権利という概念が、少しずつ大人にも子どもにも認識されるようになってきました。

そのような状況で、今年度の相談件数は全体で177件、そのうち、新規の相談は40件、継続の相談は137件でした。相談件数の総数としては昨年度より82件増加しましたが、新規の相談件数は29件減りました。また、面談については15件あり、昨年度より7件増加しました。

さがみみでは、相模原市内の子どもに、小中学校を通じ、定規型の周知カードや広報誌「さがみみレター」を定期的に配布してきましたが、令和6年度は通常6月頃に配布する定規の配布ができませんでした。これまで子どもたちに馴染みとなった定規型の周知カードを配布できなかったことにより、今年度は新規相談が減少してしまった可能性があります。一方で、「さがみみレター」は通常年2回配布のところ、さがみみのマスコットキャラクターイメージデザイン募集のための臨時増刊号を含み3回配布することができました。新規の相談件数の減少を受けまして、昨年度よりもより一層の周知活動が必要であると考えています。また、周知活動とともに、様々な要因から子どもたちにとって相談への垣根がまだまだ高いと考えられます。これまでの実績や子どもたちの声を参考に、いろいろな環境で過ごしている、より多くの子どもたちが相談しやすい相談室になっていくように一歩一歩取り組んでいます。

まずは、相談の窓口として、令和7年度5月よりロゴフォームによる相談受付を開始することを決めました。子どもが電話をかけなければならないというハードルを回避でき、相談したいと思ったときに時間帯に関わらず相談受付をできる手段を追加しました。ただ、ロゴフォームはインターネットに接続できる携帯電話等を利用できる子どもに限られることから、そういった機器を利用しなくてもよい手紙による相談受付について、現在検討中です。

また、さがみみ10周年記念事業として、子どもの参加する権利を実現するため、さがみみのマスコットキャラクターイメージデザインを子どもたちから公募し、子どもたちに選んでもらうことにしました。令和6年度中に、応募総数214件と多数のご応募をいただき、一次審査の結果「さがみみ大賞」5作品を選出しました。この時点で、性別や年齢、居住地もさまざまな子どもの作品が残り、バラエティー豊かな作品が選出されました。その後、令和7年4月5日及び同月6日に行われた桜まつりの際に、子どもたちに投票をしてもらい、一番得票数の多かった作品が「さがみみこども大賞」として選ばれることになりました。令和7年度は、その表彰式を含め、「さがみはら子どもの権利の日のつどい」を行う予定です。こうした子ども参加の行事によって、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等に子どもの権利について理解や関心を高める機会を増やし、子どもの権利について普及活動を行うことで、さがみみについても周知の一端となることを期待して

います。

○ 主訴(内容)別の相談について

一番多かったのは「学校関係」に関する相談で、新規及び継続合わせて58件でした。昨年度と比べても大幅に増加していますが、あくまでも延べ件数となります。

続いて、「自分のこと」が45件、「その他」が28件、「友人関係」と「家族関係」が各19件、「不登校」が6件、「いじめ(その疑いがある場合)」が2件の相談がありました。なお、昨年引き続き、今年度の統計でも、「いじめ」及び「虐待」については、その疑いがある場合も含めることとしています。

1回の相談の中でも、いろいろなお話をしてくれることが多いため、「主訴別」での分類では拾いきれない複数の要因にまたがる 경우가多くあります。また、今年度「その他」の件数が伸びていますが、さがみみレターに「一緒に喜んでほしいときや、褒めてほしいとき」でも電話をしてくれるように載せた結果、うれしかったことや楽しかった学校での出来事を報告してくれる子どもたちがいたり、さがみみに関する問い合わせなどがあったこと等によるものです。

前年度、一番大きな相談は学校関係であるものの、そのことをめぐって学校や家族との間でも問題や悩みが発生している場合などがあり、統計の取り方について見直しを検討しました。まず、もともと項目がわかりづらいところがありましたので、今年度から「学校関係」「家族」「自分」「その他」と大きく分け、「学校関係」の中に「先生」「いじめ」「不登校」「友人関係」「その他」、「家族」の中に「虐待」「関係」「その他」と分類を試みました。分類を変更したことにより、前年度との比較が難しくなりますが、今後は主訴が「学校関係」と「家族」のいずれであるかがわかりやすくなると考えています。そして、令和7年度より新しい分類で統計を取り始めています。

○ 相談者別の相談について

「本人」からの相談が144件、「保護者」からの相談が21件、「本人及び保護者」からの相談が12件でした。

前年度と比較すると、明らかに「本人」からの相談が増加していますが、こちらもあくまでも延べ件数となります。これまでも、相談員は子どもの気持ちは何よりも尊重されるよう、保護者にも子どもの気持ちを尊重してもらえよう心掛けてきましたが、今年度は子ども「本人」から面談の形で直接お話を聞くことができる機会が15件と多くありました。

今年度も例年と変わることなく、「保護者」からの相談でも、子どもの気持ちが尊重されるよう心掛けました。さがみみの調査調整機能に対する期待が大きい保護者など、相談当初には、子どもの気持ちを聞くことについて消極的な保護者もいらっしゃいました。それでも、実際にさがみみが、保護者とは別に、直接子どもから聞いた気持ちを保護者に伝えると、子どもが全く知らない大人にきちんと話げできたことや子どもが思いのほかいろいろと考えていることを保護者が受け止め、子どもの希望に沿うように考え直されるといったことも多くありました。

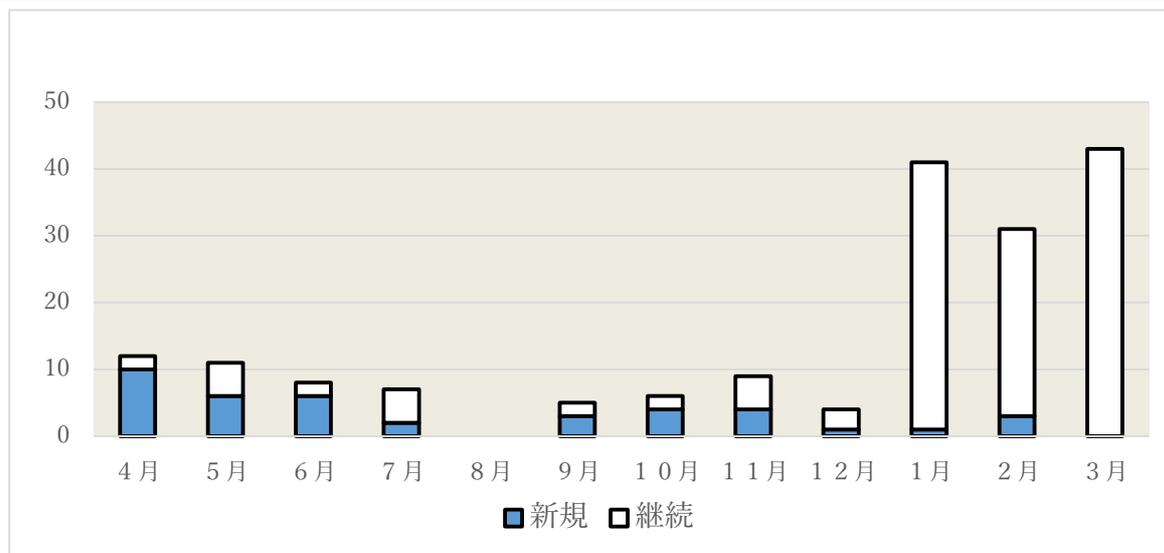
今後も、子どもの気持ちに寄り添った相談と支援ができるよう努力していきたいと考えています。また、これまで調査調整にまで至る機会がありませんでしたが、必要に応じて調査調整をど

のように行うのか、検討していきたいと考えています。

相談の受付状況

【月別内訳】

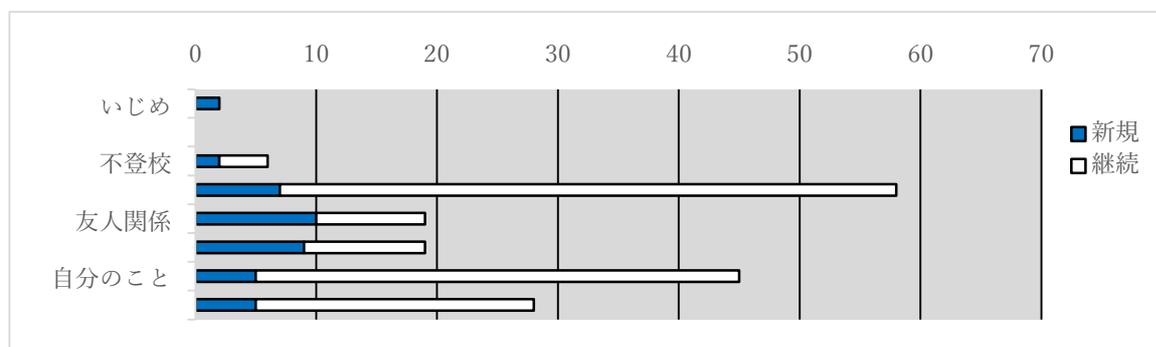
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規相談件数	10	6	6	2	0	3	4	4	1	1	3	0	40
継続相談件数	2	5	2	5	0	2	2	5	3	40	28	43	137
延べ件数	12	11	8	7	0	5	6	9	4	41	31	43	177



【相談の内容(主訴別)】

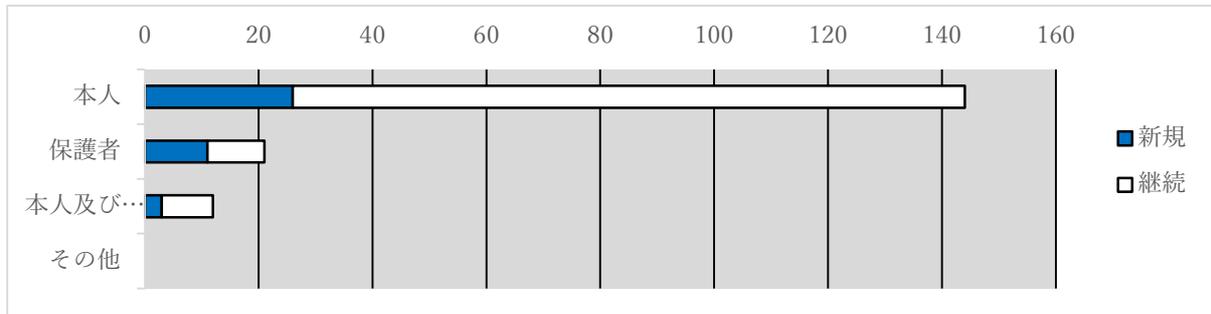
相談内容	いじめ (※)	虐待 (※)	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
新規相談件数	2	0	2	7	10	9	5	5	40
継続相談件数	0	0	4	51	9	10	40	23	137
延べ件数	2	0	6	58	19	19	45	28	177

※「いじめ」と「虐待」についてはその疑いがある場合を含みます



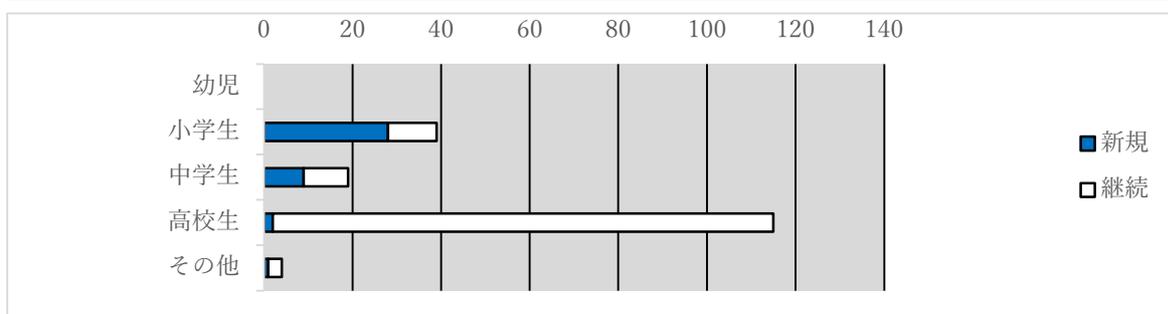
【相談者別】 ※保護者は、父、母、祖父母

相談者	本人	保護者	本人及び保護者	その他	計
新規相談件数	26	11	3	0	40
継続相談件数	118	10	9	0	137
延べ件数	144	21	12	0	177



【相談対象者の年代】

相談対象者	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
新規相談件数	0	28	9	2	1	40
継続相談件数	0	11	10	113	3	137
延べ件数	0	39	19	115	4	177



【相談方法別】

相談対象者	電話	面談	計
新規相談件数	39	1	40
継続相談件数	123	14	137
延べ件数	162	15	177

【設立時点からの相談の推移】

平成27年度 新規相談件数 12件 継続相談件数 5件 ※11月～3月の5か月間の集計

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	0	4	7	3	0	0	2	17

平成28年度 新規相談件数 86件 継続相談件数 87件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	10	1	0	26	34	13	54	35	173

平成29年度 新規相談件数 63件 継続相談件数 163件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	9	1	9	34	54	14	40	65	226

平成30年度 新規相談件数 96件 継続相談件数 97件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	7	3	2	24	65	13	42	37	193

令和元年度 新規相談件数 75件 継続相談件数 36件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	1	3	25	22	10	7	37	111

令和2年度 新規相談件数 68件 継続相談件数 16件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	5	4	11	16	9	21	12	84

令和3年度 新規相談件数 69件 継続相談件数 45件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	8	1	6	18	29	17	17	18	114

令和4年度 新規相談件数 83件 継続相談件数 22件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	1	6	15	47	9	16	10	105

令和5年度 新規相談件数 69件 継続相談件数 26件

【相談の内容】

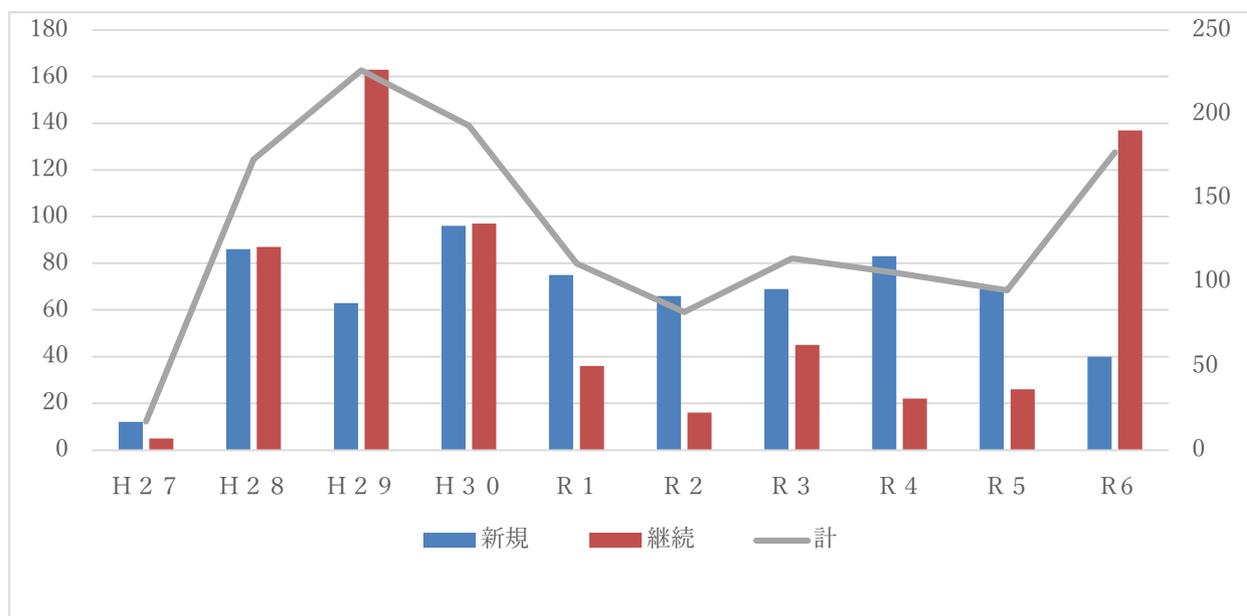
	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	2	9	16	23	8	18	13	95

令和6年度 新規相談件数 40件 継続相談件数 137件

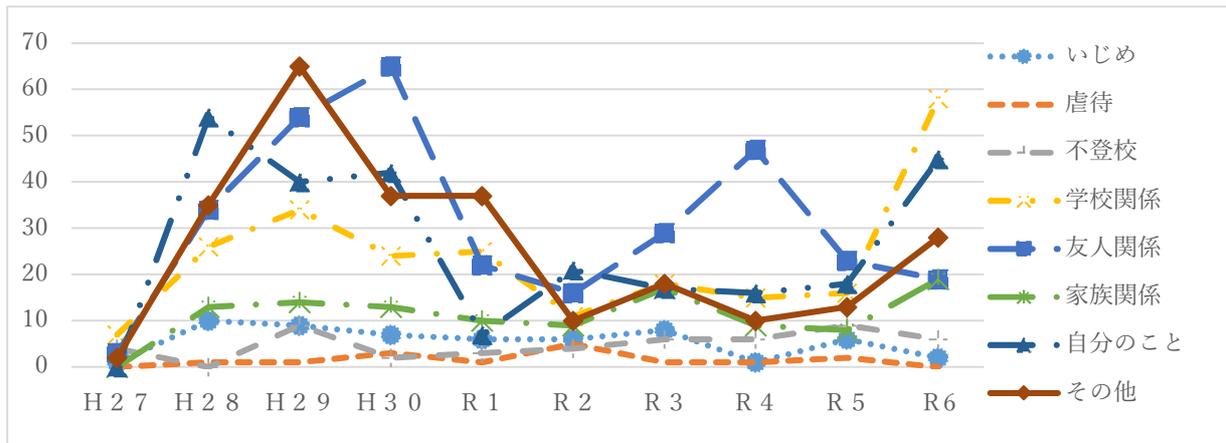
【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	2	0	6	58	19	19	45	28	177

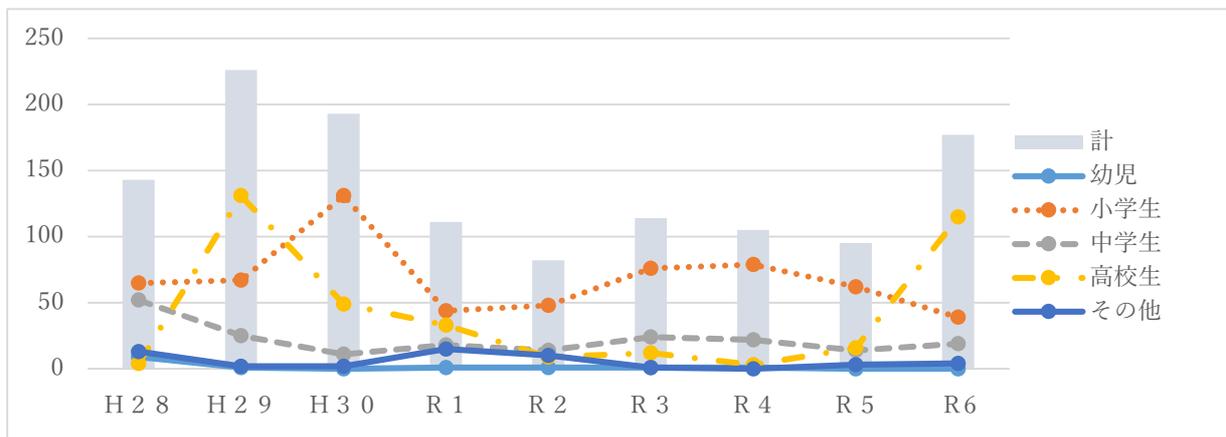
相談件数総数



主訴別

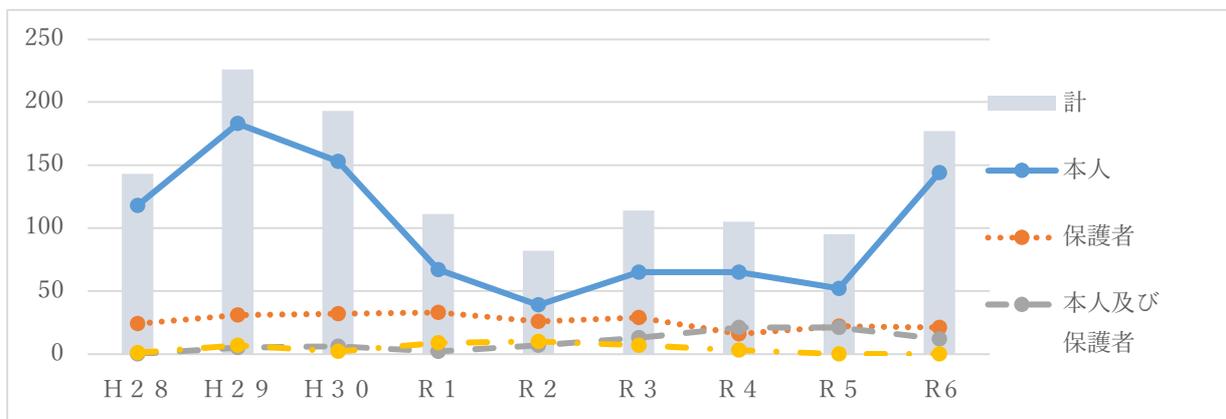


相談対象者別



※平成27年度は集計の項目が異なるためグラフには反映していません。

相談者別



※平成27年度は集計の項目が異なるためグラフには反映していません。

2 相談事例

※プライバシー保護のため、実際の相談事例を基に変更・作成した相談事例です。

相談者及び 相談方法	概 要	
本人及び保護者 電話・面談	相談	<p>(本人) 友人に嫌な言葉を言われた。どうしたら言われなくなるか。</p> <p>(保護者) 本人がかなり思い詰めている。初めてのことでなんとかしたい。</p>
	経過	<p>本人と保護者が、途中で電話を代わりながら相談があった。面談相談を勧め、後日、本人及び保護者が来所した。</p> <p>本人のみの面談時間の中で、本人がどうしたい、どうなりたいかを聞いた。その後、保護者と面談をし、本人の希望として、保護者にどのような立ち位置で対応してほしいと思っているかを共有した。最終的に、本人が自分の力で解決方法を考え、保護者が本人の力を信じてサポートすることとなった。</p>
本人 電話	相談	<p>(本人) 仲良しの友人との関係で、最近うまくいかないことがあり、もやもやすることがある。</p>
	経過	<p>本人から状況を確認しながら、本人に、自分の気持ちを友人に素直に話すことの大切さや、相手や周囲の関係も考えられるような問いかけをしていった。</p> <p>そうして相談員と話していくうちに、本人のもやもやした思いが整理されていき、相談員と一緒に考えながら、今後は本人がちょっと先を見据えた考えができるようになろうと目標を決めることができた。</p>
本人・電話 本人及び保護者 面談	相談	<p>(本人) 同級生や上級生から暴力を受ける。やめてもらいたい。</p> <p>(保護者) 本人にも、いざこざになる原因があるかもしれない。</p>
	経過	<p>電話と面談を通じて、本人の話をきいたところ、本人がいろいろと自分を守る努力をしていることが分かった。さがみみは何ができるだろうと本人に問うと、また電話をするから聴いてほしいと答えた。</p> <p>本人に話を聞いた後で、保護者に本人が考えていることなどを伝えると、本人に言いたいことはあるものの、本人の成長に驚いたとのことだった。保護者は、これからは見守る姿勢を心がけると話した。また、保護者は、さがみみの存在に安心し、本人がさがみみに話を聴いてもらいたいという気持ちを大切にしたいと語った。</p>

3 広報・啓発

○ 子どもの権利相談室リーフレット

○ 子どもの権利条例学習用パンフレット(学校学習に活用)

(小学生用)

相談窓口	電話番号	相談時間
青少年相談センター 中央相談室	042-762-1000	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 南相談室	042-749-2177	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 緑山相談室	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 東部相談室	042-682-7020	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月～金曜日 午前11時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
Eメール相談	juvenile@city.sagamihara.jp	24時間受付 迷惑メールは返信のかわりです

相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	042-707-7063	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	0120-786-108	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
いのち相談ダイヤル	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
青少年相談センター 中央相談室	042-762-1000	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 南相談室	042-749-2177	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 緑山相談室	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 東部相談室	042-682-7020	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月～金曜日 午前11時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
Eメール相談	juvenile@city.sagamihara.jp	24時間受付 迷惑メールは返信のかわりです

(中学生用)

相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	042-707-7063	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	0120-786-108	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
いのち相談ダイヤル	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
青少年相談センター 中央相談室	042-762-1000	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 南相談室	042-749-2177	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 緑山相談室	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 東部相談室	042-682-7020	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月～金曜日 午前11時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
Eメール相談	juvenile@city.sagamihara.jp	24時間受付 迷惑メールは返信のかわりです

相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	042-707-7063	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
相談窓口	電話番号	相談時間
いのち相談ダイヤル	0120-786-108	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
いのち相談ダイヤル	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、 青少年相談センター休日は別表)
青少年相談センター 中央相談室	042-762-1000	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 南相談室	042-749-2177	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 緑山相談室	042-783-6188	月～金曜日 午前8時～午後5時
青少年相談センター 東部相談室	042-682-7020	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月～金曜日 午前11時～午後5時 土日祝日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始は別表)
Eメール相談	juvenile@city.sagamihara.jp	24時間受付 迷惑メールは返信のかわりです

○ 広報誌「さがみみレーター」の発行
(小学生用)

No.1

令和6年度 第1 小学生版
さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

さがみみレーター

はい!
さがみみです

「さがみみ」ってどんなところなの?

どうしよう
キャンセルした

こまったな
娘ともめてる

つらいな
いじめられてる

SOS発生! 『一人で考えるのはつらいな』
そんなとき、「さがみみ」とお話しをしてみませんか。
あなたがどうしたいのか? あなたがどうなりたいのか?
あなたの思いをきいて、一番いい方法を一緒に考える。
それが「さがみみ」です。

この電話ばらごうにかけてみてね。お話しききます。
0120-786-108
受付時間 月～金요일は13時～20時、土요일は10時～17時

さがみみに来てもらって、お話しをすることもできます。
「さがみみ」いきりぐち 「さがみみ」めんだんしつ

ずっと、あなたは乗りこえる力を持っています。ひみつはまもりです。

<あなたに読んで欲しい このコラム>

自分の気持ち、お話しできていますか?

毎日、いろんなことがありますよね。どんな人も、パーフェクトとはいかないですから、ある日、思いもよらず困ってしまったり、なんだか元気がなかったりするかもしれません。そんなとき、自分の気持ちを誰かにお話しできていますか?

さがみみは、そんな、あなたの声と気持ちを聴く場所です。電話をかけるのは勇気がいると思いますが、その後は、自分のペースで話してくださいね。話すことに慣れるまで、好きな遊びの話をしてもらって、「今日こんなこと(面白いことでも!)があったよ。思ったよ! 」という話も大歓迎です。自分の中にある気持ち(悲しい・もやもや等)が整理されるまで、一緒に進みましょう。みんなの声を、心から、待っています。

さがみみで大切にしている言葉 ☆ひとは生まれながらにして生きる権利を持っている
☆自分の意見を自由にあらわしていいんだよ

<さがみみの場所・ホームページ二次元コード紹介>

◆青少年学習センターのほかにあります◆

さがみみ
子どもの権利相談室
0120-786-108
相談時間: 月～金 13時～20時
土 10時～17時

相模原市のホームページではさがみみのことや、さらまでのさがみみレーターをみることができます

二次元コード

<さがみみ相談チーム紹介> ◆あなたの話を真剣に聞いて一緒に考えます◆

子どもの権利政策委員3人と子どもの権利相談員4人がいます。

発行: さがみはら子どもの権利相談室 (相模原市立青少年学習センター内)
発行日: 令和6年 第1 小学生版

No.2

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

さがみみレーター

2024年度 第2

こんにちは! さがみみです!

とつぜんですがさがみみクイズです。
なやみみさんのクラスは選びを多数決で決めます。
ドッジボールやけいどうに決まることが多いです。
なやみみさんは、たまには天なわがしたいと思えます。
でも、賛成してくれる人は少ないだろうと書いて
みんなの前で意見を言ったことはありません。

■1 なやみみさんはみんなの前で意見を言う
勇気がありません。あなたならどんなアドバイスをあげますか。
ア() 反論に賛成してみよう
イ() 率のの人に相談してみよう
ウ() 先生に相談するといひよ
エ() さがみみに相談するといひよ

■2 よいと書うものの()に○をしてね。
○は一つとは限らないよ。
■1 「おおなわがしたい! 」といひなやみみさんには権利があります。
どんな権利があるでしょうか。
ア() 差別をされない権利
イ() 自分の意見を表してよい権利

■3 あなたのアドバイスは、なやみみさんにとってどんな権利があるでしょうか。
ア() 選んだ時には気軽に相談して話けてもらえ権利
イ() ひみつが守られる権利

■4 さて、クラス選びに天なわは取り上げてもらえただでしょうか。
ア() 取り上げてもらえた イ() 取り上げてもらえなかつた

相談員～はじめに思ひを聴く人

執業員～相談員について一緒に考えよう

さがみみ ☎ 0120-786-108

名前を書わなくても大丈夫です。秘密は守ります。

お知らせ
さがみみは、来年(2025年)で10周年をむかえます。
さがみみのことを知って相談してくださる人がいる、そのことがはげになってこまできました。感謝の気持ちでいっぱいです。
ただいま10周年のイベント行事を企画中です。
くわしくは、次の特別号でお知らせします。お楽しみに!

クイズの答え
■1 イ
■2 ア、イ、ウ、エ
■3 ア
■4 ア だったらいいな

さがみみは面談相談もおこなっています。
ま予約の電話で日にちや時間を決めます。安全のため、小学生は大人(家族など)と一緒に来てね、大人と来れない時はどうすれば会えるか一緒に考えましょう。

相談時間 月～金 13時～20時
土 10時～17時
休日は、午前10時～午後5時

さがみみ
子どもの権利相談室
0120-786-108
相談時間: 月～金 13時～20時
土 10時～17時

特別号 令和6年度 9月25日(水)10月24日(木)11月22日(金)12月23日(月)
1月21日(水)2月19日(水)3月27日(木)です。
請求書 令和6年12月29日(日)から令和7年1月3日(金) 電話相談もおこなっています。

発行: さがみはら子どもの権利相談室 (相模原市立青少年学習センター内)
2024年度 小学生版

(中・高校生用)

No.1

さがみはら子どもの権利相談室 **さがみみ** 令和6年度 第1 中高生版

はい！
さがみみです

さがみみレター

こんにちは、『さがみみ』です
さがみみは子どもの声を聴くところです。
一人でがんばらなくてもいいです。あなたの「話を聞いて」「つらい」「困っている」「助けて」の声、SOSを受け止めます。
学校に行きたくない、友だちとの関係が上手くいかない、親とケンカした、気分がもやもやする・・・そんな自分の気持ちを話してみませんか。

さがみみは、あなたの明日を一緒に考えます
あなたの「自分はこうしたい」という気持ちがとても大切です。あなたの希望を聞きながら、あなたにとって一番いい方法を考えしていきます。
あなたにとって何が一番大切かを一緒に考え、あなたが自らが決める、行動できるように支援していきます。
一緒に問題解決に向けて、取り組んでいきましょう。相談員4名 教養委員3名

子どもの権利とは、**生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利**のことです。
あなたは、自分らしく生き、自分を大切に生活していくことが保障されています。さがみみは、あなたの大切な権利を守るためにあります。子どもの権利相談員が、子どもの権利侵害をはじめとするさまざまな悩みを、電話または面談で聴きます。子どもの権利侵害の救済の申し出には、子どもの権利救済委員が調査・調整します。名前を伝える必要はありません。相談は無料です。

相談の秘密は守ります
一人で抱え込まないで、悩んだとき、「人に話す原じじゃないかも・・・」と迷ったとき、さがみみにお話を聴かせてください。(通話無料)

さがみみはら子どもの権利相談室 TEL 0120-786-108



さがみみからあなたへ
みなさん、ご入学やご進学、おめでとうございます。
新しい学校やクラスには慣れましたか？たくさんのお友達をもって新学期を迎えて、期待どおりの楽しい希望に満ちた生活を送れている！という人もいらっしゃると思います。でも、「全然思っていたのと違って、がっかり・・・」と言う人もいらっしゃるかもしれません。

そんないろいろな気持ちや思いを、みなさんは友だちや家族にお話できていますか？もちろん、他の人にお話しないで、一人で大事に気持ちや思いを抱えていた、ということもあるでしょう。そんな時には、誰にもお話ししないで、一人でその気持ちや思いを抱えていることも、『子どもの権利』です。

でも、「本当は誰かに話したい！」という気持ちがあっても、誰にもお話しできないこともあるかもしれません。お話しできる友だちがいなくて、家族は忙しくて聞いてくれないとか、そんな時に思い出ししてほしいのが「さがみみ」です。悩んでいるときや、辛いときはもちろん、一緒に喜んでほしいときや、励めてほしいときでも、いつでも電話してください。

直接お話をしてくる相談員や、相談と一緒に考える権利救済委員は、たくさんみなさんの声を聴きたいと思っています。お気軽に電話してみてください。

あなたは
この定規を
知っている？！



めぐりがなつきのさがみみレターもあります
みぎの二次元コードをよみこんで



さがみみ
さがみみはら
子どもの権利相談室
相模原市立青少年学習センター1階
相模原市相模原区



さがみみ相談受付時間
月～金曜日 午後1時～午後8時
土曜日 午前10時～午後5時
※祝・休日・年末年始、青少年学習センターの休所日はお休みです。

発行：さがみみはら子どもの権利相談室(相模原市立青少年学習センター内) 令和6年度 第1 中高生版

No.2

さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)

はい！
さがみみです

さがみみレター

2024年度 第2

ホームページにはいろいろもってます。

さがみみレターをお読みいただき、ありがとうございます。
さがみみに電話をかけたことのある方は、レターを身近に感じてくれているかしら。
電話くださった方が、その後どうしているかなと気になりつつ、まだ連絡があると感じないと思いつながら今日も電話相談や面談をしています。

国の機関に「こども家庭庁」ができました。
あなた方1人ひとりをお大切に考えてくれる機関です。
その中で最近よく聞く一つの権利について、実感身近に感じることができていると良いと思っている権利を載せてみました。

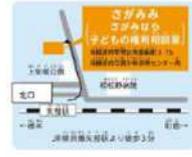
いけんひょうめいけん
「意見表明権」について
以前なら、自分たちの意見など聞いてもくれなかった、もしくは自分たちのことなのに知らない間に決められていたということもあったかと思えます。
現在は、自分たちのことは自分たちで決めたい、意見を言っても良い、聞いて欲しいという子どもの願い(権利)を、大人たちには「子どもの願い(権利)を尊重しよう」「しっかり子どもの意見を聴こう」ということが広く知られるようになりました。
その結果、意見した通りになることも、理由があってその通りにならないこともあります。でも、話は聞いてもらった、考えは伝えられた、話し合う場を設けてくれたなど、みなさんがそう感じられる機会がもっとも増えたいなと思います。

表現したいけどどうしたらいいかわからない時、表現できなかった時、うまくいかなかった時、どうして良いか一緒に考えてほしい時、そんな時は、さがみみに電話をしてね。

◆◆あなたの話を真剣に聞いて一緒に考えます◆◆
さがみみは、子ども(年齢18歳までの)権利や人権を一番に尊重しながらお話を聴くところです。今できること、これからできそうなこと、一緒に考えましょう。
ただ聞いて欲しい、嬉しい、褒めて欲しい、励めて欲しい、そんな電話も大歓迎です。
相談も電話料金も無料です。名前もいなくても大丈夫。聞いたお話をあなたの許可なく他の人に伝えることはありません。公衆電話からの場合は、10円で掛けられ、その10円も戻ってきます。



●直接、話したい/面談したい時は
面談、相談員に直接聞いてほしい、相談したいという時は、面談の前日の電話をください。交通その他、行き帰りに十分な気をつけて来てください。



- 1 横浜線 矢部駅 北口側に降ります。
- 2 駅の地図の通り、左手側と矢部公園が見えます。
- 3 上乗車口公園に歩いていくと、青少年学習センターの建物が見えます。
- 4 一階の入口、自動ドアを入ると、左手にセンターの受付があるので、「さがみみで話したいことがあったら」と言ってください。
- 5 その後は、センターの職員が、相談員の私たちを案内してくれます。
- 6 要領書が準備されていますので、毎室は守られます。安心して来てください。

どうしたいか、どうなりたいか、あなたにとって一番いい方法を一緒に考えます。辛いこと、悲しいこと、困ったこと、理不尽なこといろいろあると思います。あなたは一人ではありません。人に話すのも思えないかもと思えたり、聞いてくれて一緒に悩んでくれたり、力を借りてみようかなと思えるかもしれません。
ぜひさがみみに連絡ください。

相談時間 電話・面談ともに
月～金曜日 午後1時～午後8時 土曜日 午前10時～午後5時
※祝・休日・年末年始、青少年学習センターの休所日はお休みです。
※月21日(火)2月19日(水)2月27日(木)です。
※令和6年12月29日(日)から令和7年1月3日(金) 令和7年度の休所日は次回のレターに記載しますが、金のため相模原市のホームページで確認してください。

予告 来年のさがみみ10周年をむけて、企画も計画中です！
みなさんにもっと参加してもらいたいです。
秋のさがみみレターの読者またはボスターをお楽しみに！



発行：さがみみはら子どもの権利相談室(相模原市立青少年学習センター内) 2024年度 第2号 中高生版

(小・中・高校生共通)

臨時号

さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室) 相談は ☎0120-786-108へ

さがみみレター

2024年10月臨時号

さがみみ10周年記念 キャラクター大募集!

「さがみみ」10周年を記念して、身近に親しみを感じてもらえるよう、マスコットキャラクターとその名前を募集します。

たくさんのお名前をお待ちしています!

募集内容: 絵とそのキャラクターの名前

募集できる人: 相模原市 在住、在学、在勤の19歳までの人(※R6.4.1時点)

募集内容: 手書きまたは、ソフトなどを利用したデジタルで作成したもので、自作で未発表のもの 一人1点 色も自由に塗ってください

提出方法: 郵送、ファクス、ホームページのリンク先

〒252-0207 相模原市中央区矢野町3-15
相模原市青少年学習センターさがみみキャラクター募集課 課
Fax 042-751-0092 郵送料は応募者負担

募集期間: 11月1日(金)～12月27日(金) 刷印有効

応募事項(必ず書くこと): 氏名・学年・住所・電話番号(連絡先)

《応募用紙の大きさ》

縦横は10cm×10cm

氏名、学年、住所、電話番号(小学生まではおうちの方の電話番号を記入)も忘れずに!

応募方法や注意事項は裏面に、相模原市のホームページに載っています。下の二次元コードを読み取ってね!

わからないことは 電話をしてね!
☎ 042-751-0091

発行: さがみはら 子どもの権利相談室 (相模原市青少年学習センター内)

さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)マスコットキャラクター募集要項

- 目的
 - 相模原市子どもの権利条例(以下「条例」とする。)及び条例に基づき設置しているさがみはら子どもの権利相談室(以下「さがみみ」とする。)の周知啓蒙のため、子どもに親しみを感じてもらえるマスコットキャラクターを公募する。
- 主催
 - 相模原市、さがみはら子どもの権利相談室
- 応募の必要事項
 - 応募者の氏名、年齢(学年)、住所、電話番号
 - キャラクターイメージ図、イメージの説明、キャラクターの名前
 - ※応募は1人につき1点まで、色別は自由。アナログ、デジタルは問わない。なおデジタルの場合、1データあたり最大5MBまでとする。
- 応募資格
 - 令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方(ブロー・アマ問わず)
- 募集期間
 - 令和6年11月1日(金)から12月27日(金)まで
- 応募方法
 - (1) デジタルデータ: 画に描いたものを撮影したデータは市ホームページに記載する募集フォームから応募
 - (2) 郵送: FAX、持ち込みによる応募(令和6年12月27日(金) 消印有効)
 - ※ハガキ、封書等任意(郵送料は応募者負担とする。)
 - 〒252-0207 相模原市中央区矢野町3-15 さがみみキャラクター募集 係
FAX: 042-751-0092
- 審査方法
 - (1) 1次審査
 - 内: すべてに応募作品の中から採用候補作品を3作品程度に絞る。
 - 審査員: さがみはら子どもの権利相談室関係者
 - (2) 採用候補者説明会
 - 1次審査を通過した候補作品の応募者(以下「採用候補者」とする。)及びその保護者に対し、著作権及び著作人格権等、採用者となった際の運用方法、一部修正・観念などの採用作品の取り扱いに関する説明会を行う。説明会の内容に関する承諾を得た候補作品のみ、2次審査へとすすむ。
 - 日時: 3月のいずれか1日(土)個別説明を想定
 - (3) 2次審査
 - 内: 1次審査を通過及び説明会の内容に関する承諾を得た候補作品を対象に、子どもによる投票審査を行い、審判票の多かった作品を採用作品とする。
 - 時 間: 令和7年4月上旬
 - 審査員: 令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方
- 採用作品発表
 - 令和7年6月頃に、採用候補者及び市ホームページ等で発表する。
- 表彰等
 - 令和7年11月頃の子ども権利推進に関する事業にて、採用者の表彰を行う。
- 採用作品の取り扱い
 - (1) 採用者(著作権者)は、採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を相模原市に譲渡することとする。
 - (2) 前号の規定に関わらず、採用者(著作権者)に対し、採用者(著作権者)が本作品を次の方法で利用することを認めるものとする。
 - ア 採用者(著作権者)が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合
 - イ 採用者(著作権者)が無料を目的とせずに本作品を利用する場合
 - ウ その他、相模原市が利用を認めた場合
 - (3) 採用作品は、ハードプリント類、インターネット掲載など媒体を問わず、相模原市が相模原市子どもの権利条例及びさがみはら子どもの権利相談室の周知啓蒙を目的に必要と認める範囲内で使用する。
- 注意事項
 - 募集する作品は、応募者が創作した未発表の作品に限る。
 - 作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとする。
 - 採用されなかった作品の原稿は返却しない。
 - 採用されなかった作品の著作権は相模原市に帰属しない。
 - 応募者は、審査及び応募事業の紹介や記録のために相模原市が応募作品を利用することを認めるものとする。
 - 採用者(著作権者)は、採用作品の一部修正・観念を相模原市に認めることとする。
 - 採用者(著作権者)は、相模原市が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることを認めることとする。

頁上

○講演・会議・視察等

子どもの権利条例及びさがみみに関する講演や取組状況の説明等を行いました。

講演・会議等名称	日時	主な出席者
人権・福祉担当者会議	4月 ※説明動画の配信	市立小学校・中学校・義務教育学校の 人権・福祉担当者
児童支援専任教諭連絡会	5月 ※説明動画の配信	市立小学校・義務教育学校の 児童支援専任教諭
まちかど講座	6月5日(水) 13:00~14:30	市民(受講希望団体)
こどもセンター館長会議	10月11日(金) 9:45~11:15	こどもセンター館長
児童館館長会議	10月11日(金) 13:30~15:00	児童館館長
児童育成支援員会議	10月16日(水) 10:00~11:30	児童育成支援員 (こどもセンター、児童館、児童クラブ等勤務)
秋田市議会行政視察	11月13日(水) 10:30~12:00	秋田市議会厚生委員会

盛岡市議会行政視察	令和7年1月30日(木) 10:00~11:30	盛岡市議会市政クラブ
-----------	-----------------------------	------------

○展示

11月20日のさがみはら子どもの権利の日を契機に市民の関心を深めることを目的に、図書館にて啓発展示を行いました。

▼相模大野図書館の様子

(期間:11月1日から11月19日まで)



▼橋本図書館の様子

(期間:11月20日から11月29日まで)



○マスコットキャラクターの決定

さがみはら子どもの権利相談室が令和7年度で10周年を迎えるにあたり、さらに親しみを感じてもらえるよう、子どもたちからマスコットキャラクターのデザインを募集し、子どもたちによる投票で、採用作品を決定しました。

(1) 募集概要

- ・募集期間 令和6年11月1日(金)~12月27日(金)
- ・応募資格 令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方
- ・応募総数 214件

(2) 1次審査

- 「さがみみ審査委員会」を設置し、審査員による選考を行い採用候補作品5点を選出しました。
- ・審査員 子どもの権利救済委員3名、子どもの権利相談員4名、子ども・若者未来局長1名、子ども若者支援課長1名

(3) 2次審査

- 令和7年4月5日(土)・6日(日)に開催された「相模原市民桜まつり」の会場内にて、子どもたちによる投票を実施し、最も多くの票を得た作品を採用作品として決定しました。
- ・審査員 令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方
- ・投票者数 1500人

(4) 採用作品

- ・作成者 北川 芽依さん
(応募時:市立小山中学校3年生)
- ・作品名 「さがみみちゃん」



さがみみ
ちゃん

(5) その他

令和7年11月22日(土)開催予定の「権利の日のつどい」にて、採用者及び一次審査を通過した4作品の応募者に対して、表彰を行う予定です。

IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例・・・25 ページ

2 子どもの権利救済委員名簿・・・28 ページ

3 子どもの権利相談員名簿 ……28 ページ



○相模原市子どもの権利条例

平成27年3月23日
条例第19号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 子どもの権利(第3条―第7条)
- 第3章 子どもの権利の保障(第8条―第12条)
- 第4章 子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)
- 第5章 子育て家庭への支援(第15条・第16条)
- 第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条―第30条)
- 第7章 子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)
- 第8章 雑則(第33条)

附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。
私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとなることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。
(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。

(4) いかなる理由によっても差別をされないこと。

(5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

(2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

(3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分の意見を表明すること。

- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び

取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができません。

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。

(3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。

(4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。(救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- (相談及び救済の申出)
- 第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。
- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの
- (2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限りません。)
- 2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。
- (調査及び調整)
- 第23条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。
- 2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。
- 4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。
- 5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。
- (調査の対象外)
- 第24条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (4) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。
- (市の機関に対する是正の要請等)
- 第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。
- (市の機関以外のものに対する是正の要請)
- 第26条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

- 第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。
- 2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。
- 3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。
- (活動状況の報告)
- 第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

- 第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。
- 2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。
- (子どもの権利相談員)
- 第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。
- 2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- 3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

- 第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。
- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

- 第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。
- 2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

第8章 雑則

(委任)

- 第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。ただし、第6章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
- (相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正します。
- (次のよう略)

○子どもの権利救済委員 名簿

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

職名	氏名	役職等
子どもの権利 救済委員	中安 恆太	和泉短期大学 教授
	泉 路代	神奈川県弁護士会 弁護士
	安部 朋子	神奈川県弁護士会 弁護士

○子どもの権利相談員 名簿

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

職名	氏名
子どもの権利 相談員	青木 妙
	岡本 昭三
	田中 友枝
	高橋 真理子



令和6年度さがみはら子どもの権利相談室活動状況報告書

令和7年8月発行

編集・発行 さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15
相模原市立青少年学習センター内

相談専用電話 子ども専用 0120-786-108

大人の方用 042-786-1894

相談時間 月～金曜日 午後1時から午後8時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの
休所日を除きます。

事務局 相模原市こども・若者未来局こども・若者応援課

電話 042-751-0091

FAX 042-751-0092